

平成26年3月後期定例会 議事録

(1/8)

- | |
|---|
| ・開催日時 平成26年3月24日(月曜日) 14時00分～16時35分 |
| ・開催場所 人事委員会室 |
| ・出席者 (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査 |

○議事事項

1 平成26年3月臨時会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、3月臨時会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年4月1日の組織改正に伴う一部改正
(施行日 平成26年4月1日)

(改正内容)

＜知事部局＞

○組織・職の新設

部局	職	任用等級	備考
統括本部	ユニバーサルデザイン推進監	課長級	職の新設
農林水産商工本部	コスメティック構想推進監	課長級	職の新設
農林水産商工本部 国際交流プラザ	所長	課長級	組織の設立
農林水産商工本部 国際・観光部	観光戦略推進監	課長級	職の新設

○職の改廃

部局	職	任用等級	改廃内容
農林水産商工本部 国際・観光部	国際戦略推進監	課長級	同本部より移管
農林水産商工本部	I L C推進監	課長級	廃止

○任用等級の変更

部 局	職	変更内容
関西・中京営業本部	本部長	課長級 ⇒ 副本部長級
首都圏営業本部	本部長	副本部長級 ⇒ 本部長級

<教育委員会>

○組織の新設・廃止

部 局	職	任用等級	備考
教育情報課	指導主幹	副課長級	組織の新設
特別支援教育室 保健体育室	室長 副室長	課長級 副課長級	組織の新設
教育情報化推進室	室長 副室長	課長級 副課長級	組織の廃止

○その他

所要の改正を行う。

3 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年4月1日付けの組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する。

(適用年月日 平成26年4月1日)

(改正内容)

<知事部局>

・組織・職の新設

所属名	職 名	給料表	備 考
統括本部	ユニバーサルデザイン推進監	行政職6級、7級	課長級
農林水産商工本部	コスメティック構想推進監	行政職6級、7級	課長級
農林水産商工本部	観光戦略推進監	行政職6級、7級	課長級
国際交流プラザ	所長	行政職6級、7級	課長級
保健福祉事務所	副所長	医療職(三)6級	課長級

・組織・職等の変更

所属名	職名	給料表	備考
農林水産商工本部	国際戦略推進監	行政職6級、7級	新設部への移管に伴う規定順の変更
関西・中京営業本部	本部長	行政職6級、7級 →行政職8級	課長級→ 副本部長級
首都圏営業本部	本部長	行政職8級 →行政職9級	副本部長級→ 本部長級

・組織・職の改廃

所属名	職名	給料表	備考
農林水産商工本部	ILC推進監	行政職6級、7級	職の廃止
みどり園	課長	医療職(三)5級	職の廃止 (H23.4.1)

<教育庁>

・組織・職の新設

所属名	職名	給料表	備考
特別支援教育室	室長	行政職6級、7級	課長級
特別支援教育室	副室長	行政職4級、5級	副課長級
教育情報課	指導主幹	行政職4級	副課長級
保健体育室	室長	行政職6級、7級	課長級
保健体育室	副室長	行政職4級、5級	副課長級

・組織・職の改廃

所属名	職名	給料表	備考
教育情報化推進室	室長	行政職6級、7級	職の廃止
教育情報化推進室	副室長	行政職4級、5級	職の廃止

4 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年4月1日付けの組織改正等に伴い、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する。

(施行期日 平成26年4月1日)

(改正内容)

別表第1

(1)追加

組 織		職	区分	
知事	本庁	統括本部	ユニバーサルデザイン推進監	3種
		農林水産商工本部	コスメティック構想推進監	3種
			観光戦略推進監	3種
	現地機関	農林水産商工本部	国際交流プラザ所長	3種
公安委員会	警察本部	許可事務管理室長	4種	

(2)変更

組 織		職	区分	
知事	本庁	農林水産商工本部	国際戦略推進監 (国際・観光部への移管による規定順の変更)	3種
		農林水産商工本部	関西・中京営業本部長	3種→ 2種
	現地機関	経営支援本部	首都圏営業本部長	2種→ 1種

(3)削除

組 織		職	区分	
知事	本庁	農林水産商工本部	I L C推進監	3種

5 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成26年4月1日付けの組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する。
(施行期日 平成26年4月1日)

(改正内容)

首都圏営業本部長の任用等級の変更(副本部長級⇒本部長級)に合わせ、管理又は監督の地位にある職員の中における首都圏営業本部長の規定順を変更することとした。(第4条の4関係)

6 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

学校の統廃合により、へき地学校の指定を変更する。
(施行期日 平成26年4月1日)

(改正内容)

へき地学校から、太良町立多良小学校三里分校及び唐津市立平原小学校鳥巢分校を削除することとした。
(別表第2関係)

7 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例（以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（以下「学校職員給与条例」という。）の一部改正により、勤務1時間当たりの給与額の算出方法が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

（施行期日 平成26年4月1日）

(改正内容)

- (1) 勤務1時間当たりの給与額の算出について、給与額に算入する手当の額及び年間の勤務時間から除外する時間を規定することとした。（第20条の2関係）
- (2) 県職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例附則第17項により給与が減ぜられて支給される職員の勤務1時間当たりの給与額について、当該職員の給与減額前の勤務1時間当たりの給与額から減ずる額の基礎となる手当を規定することとした。（附則第5項関係）
- (3) 育児短時間勤務職員の給料月額の特例処理についての規定を整理することとした。（第1条の2関係）
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

8 職員の修学部分休業に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の修学部分休業に関する条例の一部改正により、職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する1時間当たりの給与額の算出方法が、佐賀県職員給与条例第16条及び佐賀県公立学校職員給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出方法と同様のものとなることに伴い、所要の改正を行う。

（施行期日 平成26年4月1日）

(改正内容)

- (1) 修学部分休業により減額される1時間当たりの給与額の算出について、通常の場合と同様の計算方法となるよう所要の改正を行うこととした。（第4条及び第6条関係）
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

9 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則等の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正による教務手当の対象業務、支給方法及び支給額の変更等並びに警務作業手当の対象業務及び支給額の変更並びに併給関係の規定の整備に伴い、所要の改正を行う。

(施行期日 平成 26 年 4 月 1 日)

(改正内容)

(1) 教務手当の一部改正関係

- ・ 支給方法が日額化された教務手当の支給額を定めることとした。(第 3 条関係)
- ・ 教務手当のうち教育指導及び職業訓練指導業務の実績簿を定めることとした。(様式 1 の 2 関係)

(2) 漁業取締調査手当の一部改正関係

- ・ 漁業取締調査手当の支給対象職員から除外される職員を定めることとした。(第 20 条関係)

(3) 警務作業手当の一部改正関係

- ・ 人事委員会が定める皇族の警衛についての身辺警護等作業に係る警務作業手当の支給額を変更することとした。(第 31 条第 9 項関係)
- ・ 検視官等の職員以外の職員が行う死体取扱作業に係る警務作業手当の支給額を変更することとした。(第 31 条第 11 項関係)
- ・ 同一日に複数の警務作業に従事した場合の警務作業手当の併給について、日額単位で支給される全ての警務作業手当は併給を行わないこととした。(第 31 条第 19 項関係)

(4) その他所要の改正を行うこととした。

10 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

「一般社団法人地方税電子化協議会」、「一般社団法人九州観光推進機構」及び「全国知事会」の 3 団体について、新たな派遣先として追加する。

(施行期日 平成 26 年 4 月 1 日)

(改正内容)

3 団体について、新たな派遣先団体として追加することとした。(別表第 1 関係)

11 職員の採用選考について

佐賀県知事から職員の採用選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・ 課長級 2 名 (発令予定日 平成 26 年 4 月 1 日付)

12 職員の昇任選考について

佐賀県知事等から職員の昇任選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・本部長級4名、副本部長級16名、課長級50名（計70名）
- ・発令予定日 平成26年4月1日付

	知事部局	議 会	監査委員会	人事委員会	海区漁調委	教育委員会	東 工 水	合 計
本部長級	3			1				4
事務	3			1				4
技術								
副本部長級	13	1				2		16
事務	11	1				2		14
技術	2							2
課長級	42	1	1		1	5		50
事務	23	1	1			5		30
技術	19				1			20
合 計	58	2	1	1	1	7		70
事務	37	2	1	1		7		48
技術	21				1			22

13 職員の転任協議について

佐賀県知事及び教育委員会から職員の転任協議があり、その内容について説明し、協議に対して同意することを決定した。

【説明】

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (知事部局) | (教育委員会) |
| ・12名 | ・7名 |
| ・現業職員(行政技術員) ⇒ 行政職員 | ・現業職員(学校技術員) ⇒ 学校事務職員、学校栄養職員 |
| ・発令予定日 平成26年4月1日付 | ・発令予定日 平成26年4月1日付 |

14 臨時的任用講師等の初任給決定要領の一部改正について

佐賀県教育委員会からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

【説明】

職務・職責に応じた正規教員と臨任教員との給与の均衡を考慮し、臨任講師の給与面での処遇改善を図る。また、処遇改善を行うことで、臨任講師として継続して働くための生活環境の確保に寄与するとともに、処遇改善により経験豊かな能力がある臨任講師を任用することで、安定した学校運営や学力向上及び児童・生徒の健全育成に資する。

(適用日 平成26年4月1日)

(申請内容)

臨時的任用講師の初任給決定の上限を、1級53号給まで引き上げるため、教職歴により加算される号数(別表)を変更する。

(検討結果)

近年、学校現場において対応すべき課題が多様化しており、臨任講師についても、経験の豊かさが必要とされている。

本県の臨任講師の給与水準は、九州各県の中でも最下位にあり、現状の初任給決定基準では即戦力となる人材を確保することは困難であると認められることから、申請のとおり、初任給決定の上限を引き上げることは適当であると考える。

15 事務局職員の人事異動について

平成26年4月1日付けの人事委員会事務局職員の人事異動について説明し、原案のとおり承認することを決定した。

○報告事項

1 2014年職種別民間給与実態調査等に関する申し入れについて

佐賀県職員労働組合、佐賀県教職員組合及び自治労佐賀県本部の連名で、委員長あてに「2014年民間給与実態調査等に関する申し入れ」が提出されたことについて報告した。

2 平成25年(不)第1号事案の反論書について

不服申立人から反論書及び文書成立の認否書の提出があったこと及びその内容を報告した。

3 公務員獣医師の処遇改善を求める意見書について

佐賀県議会で採択された公務員獣医師の処遇改善を求める意見書について報告した。

○その他

1 行事予定について